

NGOかながわ国際協力会議(第5期)提言に対する施策化措置状況・検討状況

	提言内容	措置状況・検討状況等(平成25年2月末時点) ※があるものは(平成28年2月末時点) ＜過去の状況を含む＞
1	<p>教員の初任者研修への「国際理解教育」の導入について、公立小・中・高等学校教員の初任者研修に国際理解教育の項目を設け、概要講義、ワークショップ体験、教材作り体験などを盛り込むこと。</p>	<p>・初任者研修では、人権教育に関する講座において、外国につながる県民の人権を尊重することの必要性、外国につながる児童・生徒に対する教育の重要性についての理解の促進を図った。</p> <p>また、自己研鑽のための研修講座として、講義・演習等の形式を取り入れた「国際教育研修講座」「日本語指導法研修講座」などを実施した。(総合教育センター)</p>
2	<p>県及び各市町村の教育研修センターに国際理解教育推進員(コーディネーター)を置き、「教育プログラム作りの相談」、「外部講師派遣の相談」、「関連分野の情報の整理」、「教員研修プログラム作成への参加と実施」等の業務を専門に担当させる。</p>	<p>・各地域に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で国際理解教育担当者の重要性を周知した。(子ども教育支援課)</p> <p>・高等学校における国際理解教育(多文化教育、グローバル教育、開発教育等)においては、国際協力機構横浜国際センター(JICA横浜)、かながわ国際交流財団(KIF)等の機関との連携を図っている。JICA横浜からは、青年海外協力隊員を講師として学校に招いたり、KIFからは、専門性が高い担当者を招き国際理解教育についての的確な指導・助言を得ている。本県独自の国際理解教育推進員の配置については、今後の研究課題としたい。(高校教育指導課)</p>
3	<p>教員の派遣研修事業において、国際理解教育の推進に資する内容であれば、NGOのスタディツアーやワークキャンプに参加し、開発途上地域や国際協力の現状、先進的な教育事例に学ぶことを奨励する。※</p>	<p>・平成21～27年度の帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会において、かながわ国際交流財団職員により国際理解教育に関する情報が提供された。(子ども教育支援課)</p> <p>・平成18～20年は、国際・英語担当教員海外研修事業により毎年6ヶ月間、高等学校の英語科教員1名を海外へ派遣したが、21年度から事業を休止している。今後、事業が再開される場合には、研修内容にも国際理解教育の要素を入れることを検討する。(高校教育課)</p>

NGOかながわ国際協力会議(第5期)提言に対する施策化措置状況・検討状況

	提言内容	措置状況・検討状況等(平成25年2月末時点) ※があるものは(平成28年2月末時点) ＜過去の状況を含む＞
4	<p>県は、外国籍児童生徒、外国につながる子どもたちが自らの文化を愛し、それぞれの文化を尊重し合える環境を整える意味でも、言葉と文化を学ぶ活動を積極的に支援するよう地域の国際交流団体、活動支援団体に要請する。</p> <p>県は、県市町村教育委員会などと協力し、将来的には大阪市などで実施されているような民族学級を設置し、公教育の場での母文化、母語・母国語・継承語学習を制度化し、実施する。</p>	<p>・平成22年度の帰国児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会では、研究指定校からの発表、実践経験が豊富な多文化共生教育コーディネーターによる講演、分科会形式による各校の情報交換及び協議など、より実践的な協議会を実施した。</p> <p>・市町村教育委員会に関する提言については、市町村教育委員会指導事務主管課長会議等の場で国際交流団体等との協力について働きかけていく。(子ども教育支援課)</p> <p>・各高等学校において、実状に応じて、例えば「母語文化理解」といった学校設定科目を設置し、母文化保障のための教育を実施している。また、すべての県立高校に人権教育を実践するためのワークシート集を配付しており、この中で異文化理解についての学習が取り上げられている。(高校教育指導課)</p> <p>・平成20年度に開催した県市町村国際政策担当課長会議に出席したかながわ国際交流財団、横浜市国際交流協会、川崎市国際交流協会などに提言の内容を周知した。</p> <p>・かながわ民際協力基金では、継承語の学習支援に対しても助成事業を実施している。(国際課)</p>
5	<p>県は、文部科学省が「告示」を改正して、朝鮮学校・中華学校・韓国学園などの外国人学校を「特定公益増進法人」の対象として寄付金の免税措置が受けられるようにし、また、校舎の建設費用などへの寄付に適用される「指定寄付金」としての免税措置も受けられるよう、その実現を目指して国に対して要請を行う。</p>	<p>・継続的に「国への要望」を行っている。(学事振興課)</p>
6	<p>県は、新たに設置された無認可の外国人学校の実情を正確に把握し、現状に沿った形で各種学校認可基準を緩和する。※</p>	<p>・公共性のある教育機関としての条件及び学校運営の安定性・継続性を確保するために、国が「各種学校規程」を定めており、さらに同規程を基本として、「神奈川県私立専修学校・各種学校設置に関する取扱基準」を定めている。</p> <p>・本県では、平成20年6月に校地・校舎についての自己所有要件を緩和した。また、資金の要件については在学者の適切な就学維持ができるように、他県の例を参考にしながら検討する。(私学振興課)</p>

NGOかながわ国際協力会議(第5期)提言に対する施策化措置状況・検討状況

	提言内容	措置状況・検討状況等(平成25年2月末時点) ※があるものは(平成28年2月末時点) ＜過去の状況を含む＞
7	<p>県は、外国籍県民の日本語学習が、計画的、継続的でより学習成果を上げられるよう、学習の場となる公共施設の場所を優先的に提供する。</p>	<p>・子どもを含めた地域住民の学習や文化活動の場として、平成24年6月現在、県内の公立小学校257校、中学校114校、県立高等学校、特別支援学校35校等で特別教室等の開放を行っている。</p> <p>・神奈川県公民館連絡協議会の理事会や研修会の場を利用し、外国籍県民の日本語学習が計画的、継続的でより学習効果を上げられるよう、「多文化共生の地域社会をつくる～今、公民館に何が求められているのか」をテーマに学習の機会を設け提言の趣旨を伝えた。(生涯学習課)</p>
8	<p>県は、外国籍県民が学習効果の高い日本語学習を可能とするため、日本語指導ボランティアに対する研修を行う。</p>	<p>・子どもを含めた地域住民の学習や文化活動の場として、平成24年6月現在、県内の公立小学校257校、中学校114校、県立高等学校、特別支援学校35校等で特別教室等の開放を行っている。</p> <p>・神奈川県公民館連絡協議会の理事会や研修会の場を利用し、外国籍県民の日本語学習が計画的、継続的でより学習効果を上げられるよう、「多文化共生の地域社会をつくる～今、公民館に何が求められているのか」をテーマに学習の機会を設け提言の趣旨を伝えた。(生涯学習課)</p> <p>国際言語文化アカデミアでは、平成24年度、日本語指導者などボランティア養成のための講座を「日本語ボランティア入門講座」など14講座実施し、受講者は232人であった。前年度より講座数を増やすとともに4月開講の「日本語ボランティア入門講座」を土曜開催とするなど、幅広い層の方々にご受講いただけるよう、より多くの講座を土曜開催とした。平成25年度も、講座内容を一層充実させていく。(国際言語文化アカデミア)</p>

NGOかながわ国際協力会議(第5期)提言に対する施策化措置状況・検討状況

	提言内容	措置状況・検討状況等(平成25年2月末時点) ※があるものは(平成28年2月末時点) ＜過去の状況を含む＞
9	<p>地域住民主体の新しい形の自治体間国際協力の実施を検討する会議を設置する。県民、NGO、諸団体(企業、労働組合、大学・研究機関、協同組合等)及び県それぞれが持つ人材、経験、知識、技術、資金、ネットワーク等を生かして、途上国で住民組織、NGO、自治体が協働して取り組む社会開発・貧困撲滅のための持続可能な地域開発支援を検討する。この住民主体の自治体間国際協力は県が長年にわたり進めてきた国際交流・国際協力の新たな展開として、全国の先駆的モデル、パイロット事業となるものである。※</p>	<p>・住民組織、NGO、自治体が協働で国際協力に取り組む必要性については異論はないが、地域住民主体の自治体間国際協力検討会議の設置については、設置主体や運営方法、具体的な事業の可能性や事業内容等に関し、十分な検討を行う必要がある。</p> <p>県としては、従来より、かながわ民際協力基金により、国際協力活動を行うNGOを支援しているところであるが、今後、同会議についても、慎重に検討を行っていきたい。(国際課)</p>
10	<p>県職員が、地域の国際化の現状と、県がこれまで行ってきた国際施策の歴史と意義を正しく理解し、外国籍県民やNGO等と協力・連携しながら事業を進めていくための共通認識を持つことができるよう、研修の内容を充実させる。※</p>	<p>・県職員の研修については、職員キャリア開発支援センターの行う研修をはじめ、部単位、課単位でも必要に応じて行われているが、提言の趣旨についても研修内容の充実に取り組んでいきたい。(国際課)</p>
11	<p>県職員の異動の期間(原則として3～4年)を見直し、特にNGO、民族団体、市民団体等と協働で取り組む事業を担当する職員については、6～8年の間、責任を持って仕事に取り組めるようにする。※</p>	<p>県職員の配置換えについては、引き続き、相互理解、信頼関係について十分に考慮した上で、判断していく。</p> <p>また、県行政の各分野において専門性の高い職員を育成するために、職員が自らの知識・経験・能力等に応じて専門とする分野を選択し、選択した分野に関連する仕事に従事しながら中長期的な視点で専門性を高めていく「キャリア選択型人事制度」を平成22年度から導入した。</p> <p>その中で、例えば国際関係分野の知識・経験の豊富な職員について「国際・渉外」を専門分野とする職員として位置付けるなど、様々な分野の専門職員の育成に取り組んでいく。(人事課)</p>
12	<p>県は、多様な国籍、文化を持つ人々の力を活かし、真の多文化共生社会を築くため、外国籍の人々を県職員及び県立学校教諭として積極的に任用する。※</p>	<p>・外国籍の方の採用については、採用を制限している職種の業務内容、時代背景及び県民意識などを踏まえながら、引き続き職員採用における国籍要件について検討していく。(人事課)</p> <p>・教員及び実習助手の採用においては、外国籍県民も採用試験を受験できる旨、募集要項等に明示し周知を図っており、採用試験で神奈川県教員としてふさわしい方を採用している。(教職員人事課)</p>